

## 第4章 行政の応急対応

ここでは、津波来襲後の被災者救護の状況、行政の対応（中央政府、被災3県）の対応状況を明らかにする。

### 第1節 行政の対応状況

#### 1 被災地での医療看護

##### (1) 被災地の衛生維持

津波の来襲に伴い流入した多量の土砂やごみ、人畜の死体の腐敗のために、被災地の衛生の悪化や伝染病の発生が危惧された。『巖手公報』には、6月19日付けで以下の公報が出された。また、当時の岩手県知事の服部一三は、津波来襲3日後の6月18日付けで同様の訓令（訓令甲第47号）を発している（『巖手公報』1896(明治29)年6月20日）。

今回の津波は東北沿岸部 60 里にわたる前代未聞の大惨事になったが、被災地の衛生の維持にはできる限り注意する必要がある。特に、災害後には恐るべき疫病、伝染病が発生することがある。一時の急をしのぐあまりに、衣食住の衛生状態は完全ではないのはやむを得ないことだが、諸般の予防注意が肝心である。例えば、避難所の設置法、傷病者の救護、遺体の処置埋葬、飲料水、被災地に散乱しているゴミの掃除など差し当たりこれらの要件については十分な注意を払う必要がある。

津波後の衛生維持上の注意として、以下が必要であるとされた。

- (1) 津波後の疫病は、土地、家屋、飲料水等において発生するものであるから、水が引き次第、まず家屋を洗浄、消毒し、乾燥させること。
- (2) 種々の動植物の死骸を集め、速やかに焼却して土地の清潔を保つと同時に、汚泥塵芥等は、集落から離れた土地や海中に投ずるなどにより、伝染病等の発生、媒介となる要因を除去すること。

その具体的な要領は以下に示す（『巖手公報』1896(明治29)年6月20日）。

- 一、家屋付近や溝渠に残留する汚水は速やかに流し、沈殿した汚泥塵芥おでいじんかいを除去すること。
- 一、井戸水は、浚渫しゅんせつして泥を掻き出し、周囲を清潔にしてから使用すること。

- 一、飲料水は必ず煮沸し、生水は決して飲まないこと。
- 一、壁柱等、水に浸かった部分は、石灰水（生石灰一合を水二升の割合で溶かしたもの）を浸した布で充分拭い、床下の汚泥を掻き出した上で生石灰を散布し消毒すること。汚水に触れた物、特に台所用品や日用品は、使用前に清水又は湯を用いて充分洗浄すること。
- 一、洗浄が終了したら窓を残らず開放して換気を良くし、場合によってはたき火等で乾燥させること。
- 一、床板は一応剥がして洗浄又は消毒し、粗塗りの壁は塗り替えるのが望ましい。このとき、むぎわら 麦藁、じんかい 塵芥等も集めたき火をし、充分乾燥させるとともに周囲の塵芥も一緒に焼いてしまうのがよい。
- 一、床下に汚物を見つけた場合には必ず床板を剥がして除去した後、石灰を捲いて消毒すること。その時には必ず乾燥させること。

仮設住宅の居住者に対して

- 一、仮設住宅では必要以上の大人数で居住してはならない。
- 一、敷物を厚くし、湿気が身体に及ばないようにすること。
- 一、濡れた衣服は着てはならない。
- 一、伝染病が発生した時には、速やかに病人を別所に移し、健康な者と同居させてはならない。

仮設住宅に居住することができずに、被災地内の家屋に居住する者に対して

- 一、身を暖かくし、養生に注意すること。また食事は暖かいものをとること。
- 一、時々窓を開放し、たき火をして家屋の乾燥を維持すること。特に就寝前にはこれを実行すること。
- 一、箆笥や戸棚等の家具は壁際から一尺ほど離して置き、湿気を防ぐこと。特に食器棚等は速やかに乾燥させること。

## (2) 医師、看護人等の派遣

津波災害後、各機関から医師や看護人が派遣された。赤十字社、大日本陸軍、大日本衛生会、大学等から医師、看護人が派遣された。岩手県からの要請に従って派遣された医師、看護人の状況は以下のとおり（1896(明治29)年6月25日時のもの）。

表 4-1 各被災地の出張救護員表（出典：『巖手公報』1896(明治29)年7月2日）

	盛地方	釜石地方	宮古地方	久慈地方	計
陸軍軍医	10	4	5※	—	14
大学医	5	5	—	—	10
赤十字社医員	—	—	7	3	9
福島支部医員	2	—	2	—	4
岩手支部医員	5	4	4	3	16
栃木特志医員	—	2	—	—	2
計	22	15	17	6	55

陸軍看護人	38	9	—	—	47
赤十字看護人	—	—	13	10	23
同 看護婦	—	—	21	—	21
東京有志事務所(同上)(内一名医師)	10	—	—	—	10
福島県看護人	1	—	1	—	2
岩手県看護人	1	1	—	—	2
計	27	10	47	10	94
二師団工兵隊	—	—	53	—	53
人夫	100	—	320	160	600

(※印は宮古より盛へ移る)

備考：表中の数は、医師看護人、人夫等、被災地において救護に従事したもののうち、県庁において指示派遣したものの数のみを集計したものである。

## 2 治安の維持

津波来襲後の被災地では、津波により破壊された家屋から金品を盗み出すものが現れるようになり、治安が悪化した。

### (1) 家財の盗難・略奪

津波来襲の翌日、村人は瓦礫の山をまわり、おのおのの家具や家財を探し求めていた。しかし、中には他人のものまで盗む者がおり、ひどいものは人夫を集めて隣村まで運び出す者までいた。また、陸上のものだけでなく、漂流している家屋から盗みを働くものもいた。警戒が必要とされたが、被災地ではそのための人夫を集めることができず、十分保護することができなかった（『巖手公報』1896(明治29)年6月23日）。

もともと、被災地の盗み騒動で次のような誤解が生ずる例もあった。

例えば、岩手県では、郡吏を宮古、花輪、千徳、山口、津軽石、豊間根<sup>とよまね</sup>をはじめとする被災地の部落に派遣し、日々二三十人の出稼ぎ人夫を指揮していた。人夫の食事だけは郡役所で支給すべきであったがそれもかなわず、しかし不服を唱えるものはいなかった。このため、豊間根の人夫は山田にて流亡物品を盗み去るとの風評が起り、あらぬ疑いをかけられた当の人夫達は、怒って一時は帰村してしまうという騒動が発生した（『巖手県海嘯状況調査書』171-173頁）。

### (2) 物価の高騰

被災後、私財を投げ打って救援に努める人が現れる一方で、この際に利益を上げようとするものもいた。主食である米が不足し、これを被災地外から送ろうとすると、大量輸送のためには、海路によるしかなかった。岩手県だと、盛岡方面からの輸送も、一旦北上川を河口まで下り、汽船で再び北上するのであった。

被災した沿岸町村では、食料が不足しているのをよいことに、米商人が利を得ようと品切れを装って貯米を隠匿し一時的に米価を高騰させようとする動きがあった。例えば、宮古町の警察署

長は米商を検査し、およそ 20 日間は需要に足る米があることを発見し、未曾有の災害にあつて、米を隠して利を得ようとするのは不心得であると論じ、米倉庫を開放して適価で販売するように指導したようである（『巖手県海嘯状況調査書』209 頁）。

不足したのは米だけではない。岩手県北閉伊郡へい こもと小本、田野畑たのはた、普代ふだいでは、製塩業を生活の資としていたが、津波により製塩工場が軒並み流失したため、市場では食塩が不足していた。この機に乗じて私利を得ようとしたものがいた（『巖手公報』1896(明治29)年6月25日）。

このように、津波来襲後、様々な物品の価格が高騰したが、人件費も同様であった。物資を運搬する業者もこの機に乗じて不当な賃金を請求するものがいた。被災地では住民が家屋を再建しなければならぬ苦境において、大工、左官は法外な賃金を要求していたらしい（『巖手公報』1896(明治29)年7月2日）。

### (3) 風評

被災地において不安な日々を送る村民の間では、風評が発生した。例えば樹木の倒れる音を聞き、「すわまた津波か」と騒ぎたて、慌てて家具を高所に運搬したり、飢餓に備えて飯を炊き出すもの、慌てて避難しようとしてけがをするといった津波騒ぎが発生している。津波来襲後数日は、余震と思われる地震動があつたため、住民はいつまた津波が来ると疑心暗鬼に駆られていたようである。当時は津波の発生原因について確固たる根拠がなかつたため、鐘の音を聞き間違えたり、井戸水の水位の変化、易者の予言などに惑わされて風評が発生していた（『巖手公報』1896(明治29)年6月26日）。

## 3 中央政府の対応

1896(明治29)年は、政治的には日清戦争直後の戦後始末や経営に多忙を極めていた時代である。総理大臣は伊藤博文、内務大臣が板垣退助であり、明治政府が近代国家としての体制を完成せんとする時代であった。

三陸大津波の第一報が東京に入ったのは、6月16日午前6時発の青森県知事からの電報であった。その後間もなく宮城県知事から被害甚大なりとの入電、岩手県は津波により通信及び交通機関が麻痺し、県からの情報が伝わったのは16日午後6時発の岩手県知事からの入電であった。それによると、「昨日午後8時30分より南九戸郡くのへ久慈港くじにて地震津波あり。家屋百余流失人畜死傷少なからず、また南閉伊郡へい大槌たいにても家屋数百数十戸流失、溺死者数十名ありとの報があり、詳細を取り調べ中である」とある。このときの情報では津波被害の全貌は不明であったが、17日午前8時50分の入電では、「15日午後8時30分前後に発生した津波のため、気仙郡けせん盛町さかりまちにおいて死傷者2,000人余り、南閉伊郡へい釜石町は山手を残すのみ全町が流失、大槌町は幾部残すのみ大概が流失、東閉伊郡へい山田町、くわがざき鉾ヶ崎等も同じく流失、死傷者多し。南九戸郡久慈港も100戸余り流失、人畜死傷少なからず、電信いずれも不通。これまでの報告によれば、沿岸部残らず甚大な被

害を受け、目下調査のための吏員を派遣中である」と、被害の概要が明らかになったのは、災害発生から2日後のことである。

これらの報告により、内務省では17日夜に参事官2名を派遣し、逋信省では青森逋信局の報告により、事務官2名を派遣している。次第に、逋信施設の復旧とともに、情報が入ようになる。18日には、「釜石町死者5,000人、大槌、安渡、吉里吉里で流失家屋500戸余り、死者数600人、<sup>くわがざき</sup>鉾ヶ崎、<sup>ふなこし</sup>宮古町で倒壊家屋318戸、死者81、<sup>そけい</sup>磯鷄村で倒壊家屋100戸、田老、乙部の両部落は2戸を残し全部流失、船越村では34戸を残し全部流失、山田町大沢村では過半数流失、小本村は数戸を残すのみ。田野畑村オオタカツ部落は全戸流失、<sup>うのずまい</sup>普代村56戸流失、<sup>りょういし</sup>鵜住居村、<sup>りょういし</sup>両石村は全滅死者1000名余り」と報道された。

これらの報は天皇にも達し、東園基愛侍従を派遣した。このとき内務大臣板垣退助は関西地方で視察旅行中であつたが、急きよ帰京し、22日午後、被災地の視察に出発した。この他県知事も被災地を訪問、視察を行っている。以下に内務大臣、東園基愛侍従、各県知事の被災地訪問の行程を示す。

表4-2 内務大臣 板垣退助(当時59歳)の被災地視察の行程(『巖手公報』より抜粋)

日付		
6.22	東京発	直行列車
6.23 8:25	盛岡着	
6.24 8:--	盛岡発 松草泊	人力車
6.25 8:--	川内泊	人力車
6.26 8:--	宮古着 宮古泊	人力車
6.26 19:--	和泉艦にて釜石方面へ	宮古付近巡視
6.27	和泉艦泊(推定)	宮古、山田上陸、釜石へ
6.28	八戸泊	久慈視察 ポート
6.29		青森県下視察
6.30 13:45着	盛岡泊	上り第二列車
7.1	盛岡—一関—気仙沼	上り第二列車及陸路
7.4 19:40	上野着	
7.5		内務省官邸会議、内務省の救済方針・処置方法概略決定
7.6		天皇、皇后に報告
7.7	宮城・岩手県知事と協議	
7.8	宮城・岩手・青森知事と協議、大蔵省と協議	
7.10	第二豫備金より三陸救済費支出決定	

表 4-3 東園基愛侍従の被災地視察の行程（『巖手公報』より抜粋）

日付		
6.20 17:55	盛岡着	
6.21 5:25 発	盛岡発水沢経由 世田米村大又泊	上り第一列車、侍従には脚絆草鞋がけの軽装
6.22	高田泊	気仙郡長部巡視
6.23	盛町泊	米崎広田小友末崎大船渡巡視
6.24	越喜来泊（気仙村伊 東方泊）	末崎綾里巡視
6.25	釜石泊	越喜来、吉浜、唐丹、釜石巡視
6.26	山田泊	うのずまい 鶴住居、大槌、船越、織笠、巡視
6.27 14:00 着	宮古泊	山田、大沢、津軽石、磯鶏 <small>そけい</small> 、宮古、鎌が崎、 巡視
6.28	田老泊	崎山、田老巡視
6.29	田野畑泊	小本、田野畑巡視
6.30	普代泊	普代巡視
7.1	久慈泊	野田、宇部、久慈巡視
7.2	種市泊	夏井、侍浜、中野、種市巡視
7.3	八戸泊	種市村の残部巡視、青森県三戸郡小船渡被 害地巡視。
7.4	八戸泊	青森県内巡視
7.5	一関泊（午後 1 時盛 岡通過）	青森発一番列車
7.6		気仙沼へ
7.7 6:40 発		水上警察署汽船松島丸搭乗、唐桑・宿浜・ 片浜上陸
7.8		志津川乗船の筈なれども風波高く変更
7.9 8:10 発	志津川発	波傳谷・長清水・相川・白浜巡視
7.10 7:10 発 14:35 着	白浜発 女川着	9 時雄勝浜着 12:10 発、雄勝浜巡視
7.12	帰京	
7.13 9:00	宮中にて奏上	

表 4-4 宮城県知事勝間田稔の被災地視察の行程（『巖手公報』より抜粋）

6.15	23 時 本吉郡長よりの電報、河村参事官、藤田県属、大内警部を急行出張
6.16	7 時 第二電報。片野県属を桃生、牡鹿両郡へ。 14 時発 20 時過ぎ志津川着。川路警部長、小泉技師、男沢属同行。 河村参事官らも到着
6.17	知事・小泉技師：志津川以北気仙沼 川路警部長：志津川以南桃生、牡鹿両郡 河村・藤田属：志津川で救護
6.18	知事、歌津・小泉、18 日付けで内務大臣に被害報告
6.19	知事帰庁
6.20	本庁内に海嘯臨時部設置、一坂書記官が臨時部長。 志津川町に海嘯臨時部出張所、河村参事官が所長。 気仙沼出張所、山田収税長が所長。
6.24	宮城県参事會海吹災救助費 47,125 円（『巖手公報』1896(明治 29)年 6 月 25 日)
6.25	知事、桃生、牡鹿両郡の被害地巡視

表 4-5 岩手県服部一三知事の被災地視察の行程（『巖手公報』より抜粋）

日付	
6.16	村上参事官・県属3名・警部3名外巡査、罹災地へ向け出発
6.17	樋脇警部長・・気仙郡 村上参事官・・南閉伊郡釜石方面 石津収税長・・南九戸郡にて指揮 各地出張縣官僚の配置は以下の通り 一戸警部・・・盛町 高橋・佐土原警部・・・高田今泉 大久保警部・・唐丹子白浜 岩間警部・・・大槌町 小崎警部・・・宮古嶽か崎山田 久保田警部・・・山田大槌 高橋（誠）警部・・・小本田老 樋田警部・・南九戸 いずれも巡査数名を引率出張、救護の為
6.18	浅田書記官、東北閉伊郡沿岸へ救護及慰問のため出発
6.19（推定）	県庁内に臨時に罹災救恤事務所設置
6.21（推定）	盛町に救恤事務所設置、東京京橋南鍋町一番地に三陸海嘯災民救助事務所を設置（岩手、宮城、青森三県人士より成り立つ）
6.23	服部知事、釜石へ向け移動中に遠野より引き返す
6.24	知事、板垣内務大臣と同行して再び出発 旧南部藩内海嘯罹災者救恤事務所の設置
6.25	中央備荒貯蓄金中より一昨日巖手県へ五万圓支出
6.30	知事、内務大臣一行と共に歸庁
7.1	海嘯罹災者救護方法調査会、県会議員・有志者にて設立
7.4	県会議員4名、沿岸被災地状況調査のため出発
7.6	知事上京
7.7	被害調査会本部を盛町に設置
7.8	宮古にある罹災調査有志会、県庁にて種々陳情。海嘯罹災者救護方法調査会とも懇談
7.9	一の倉西南閉伊郡長、大槌町長と救助の件協議
7.12	服部知事、東京より帰庁
7.13	第二予備金より金375,680円支出
7.18	各郡長、県庁にて災害後経営に付、県と協議
7.25（推定）	県官県会議長同常置委員及び嘯害地有志諸氏よりなる海嘯罹災救助及び義捐金處分商議委員が「海嘯罹災救助義捐金配当規程」を決定

表 4-6 青森県佐和知事の被災地視察の行程（『巖手公報』より抜粋）

6.16	鈴木警部長・松本課長二番列車で八戸方面視察出発
6.18	17日東京発、18日歸庁、神山参事官同行、鈴木警部長視察より歸庁
6.19	知事、古間木下車、谷地頭泊
6.20	知事、三澤伯海嘯災害事務取扱委員を県庁に設置
6.21	知事、百石視察
6.23	島田書記官一番列車にて湊より北へ。太田書記官三澤より南方へ
6.26（推定）	青森県遭難者扶助法決定
7.8	知事上京。国庫補助交渉の為
7.12	知事、救助費交渉を終え歸庁
7.16	知事、上北郡長・三戸郡長と救済策相談
7.22	神山参事官、一番列車で恩賜金配付のため出発
7.27	神山参事官歸庁

## 4 岩手県の対応

岩手県庁に大津波発生の第一報が入ったのは、津波の来襲により沿岸部の交通が麻痺したため、翌日16日午前6時の青森発の急電であった。県では、直ちに庁員を非常招集し、人夫、医師、看護人の確保と、食料の供給に着手した。県庁は、警部長を気仙郡に、参事官を釜石山田方面に、警部を盛町<sup>さかり</sup>付近（現大船渡市）、高田、岩泉に派遣し、応急処置を講じるとともに、函館から急ぎよ白米400石を買い入れ、これを郵船千歳丸にて宮古に直送し、各被災地に分配した。岩手県職員の被災地への派遣については、6月17日の『巖手広報』から順次報じられている。

県は、6月19日に災害対策本部となる罹災救恤<sup>きゅうじゆつ</sup>事務所を県庁内に開設し、災害対策の事務の執行を始めた。続いて、盛町<sup>さかり</sup>（現大船渡市）に罹災救恤<sup>きゅうじゆつ</sup>事務所を仮設した。

## 5 青森県の対応

県下の被災地の救護、支援を行うため、青森県では県庁内に海嘯災害事務取扱委員を設置し、災害対応事務に従事した。以下がその規定である。具体的な対応については明らかになっていない。

第一条、海嘯災害に関する事務執行のため、委員若干名を置くこと。委員は県の警部のうちから選任すること。

第二条、委員は以下の事務の取り扱いを行うこと。

- 一、罹災救助に関すること。
- 二、閣省及び他官庁への出張、派遣に関すること。
- 三、官報その他報告に関すること。ただし、警察上の報告はこれに含めない。

第三条、委員は庁内に別室を設け、その事務を執り行う。

第四条、委員は適宜その事務の分担を行う。

第五条、委員の取り扱う事務の決裁は、通常の手続決裁と同様に行うこと。

委員は、県庁内務部から7名、警察部から2名が選出され、その任にあたった。

## 6 宮城県の対応

津波来襲の報が宮城県庁に伝わったのは、本吉郡長<sup>もとよし</sup>の発したもので、6月15日午後11時であった。その報は単に「志津川<sup>しづがわ</sup>に津波来襲、人畜の死亡多し」というものであったに過ぎず、当時の宮城県知事勝間田稔は、直ちに参事官、警部を派遣し、状況把握を行った。続いて、翌16日に本吉郡長より「志津川海嘯被害数十戸、人畜死傷多し」との電報あり、牡鹿郡長<sup>おじか</sup>より「女川海嘯<sup>おながわ</sup>



被害多し」との報があった。その事態が深刻なものであるとした知事は、各部署に被害の調査及び被災者の救護にあたることを命じた。

一、知事は技師とともに志津川以北気仙沼地方を視察すること。

一、警部長は、志津川以南及び<sup>ものう</sup>桃生郡、<sup>おじか</sup>牡鹿郡を視察。

一、参事官は志津川に留まり、この地域の被災者救護に従事すること。

一、救護の順序は、負傷者の治療を第一優先事項とし、行方不明者及び遺体の搜索、生存者の救助を第二として、これらを極めて迅速に行うこと。

一、各方面の視察を終えた際には、直ちに帰庁し、救護の計画を定めること。

被災地を視察し、被害の様相が明らかになるにつれ、被災者の迅速な救護が必要であると判断した知事は、まず地域ごとの担当を設け、各警察署より人員の応援を求めてこれを配置し、各担当地域に臨時病院を仮設した。続いて赤十字社に医師及び看護人の派遣を要請し、郡吏員とともに負傷者の救護及び遺体の搜索、倒壊家屋の撤去、生存者の救出に着手した。当初、このための人足は、郡長の指揮により広く募集した。

被災各地からの報告を受けた知事は、20日をもって救護計画の大筋を固め、本庁と被災地の連絡手段確保と、事務処理の迅速化のために、県庁内に海嘯臨時部を設置した。また、その出張所を本吉郡志津川町、気仙沼町に設置し、それぞれ庁員を派遣して遺体搜索、倒壊家屋の撤去、負傷者の救護、義援金、物品等の分配当の事務にあたらせた。続いて、倒壊家屋中の生存者救助、被災地の道路開通のため、陸軍第二師団工兵隊及び憲兵の派遣を、海軍省に軍艦の派遣を要請した。内務大臣へは、第二予備金より被災者救助として臨時救済金の支出を申請し、県参事会を召集して備荒儲蓄金の支給方法、予算追加、衛生費の追加を議決した。

災害対策にあたる海嘯臨時部においては、被災地より帰庁した知事の指示のもと、6月20日に設置され、津波に関わる一切の事務を、通常の業務と切り離して人員を確保し、被災地との連絡を密にしてその対応に従事した。海嘯臨時部は、6月20日の開設から8月25日をもって閉所されるまで、その期間67日にわたって事務を執行した。以下にその規定と事務事項を列挙する。

### 海嘯臨時部の規定

一、宮城県海嘯臨時部を県庁内に設置し、その出張所を本吉郡所内及び気仙沼警察署内に設置する。

一、志津川出張所は、本吉郡歌津村（現歌津町）以南の災害対応事務を担当し、気仙沼出張所は同郡小泉村以北の事務を担当すること。

一、臨時部には、部長一名、部員若干名を置き、出張所には所長一名、所員若干名を置くこととする。

一、臨時部は津波に関わる一切の事務を執行すること。

一、臨時部出張所は、所轄内における<sup>きゅうじゅうつ</sup>救恤、衛生、運搬、通信及び救護員の指揮当、諸般の

事務を執行すること。

- 一、通信は、全て部長・出張所長の名のもとに行うこと。

### 海嘯臨時部の執行事務事項

- 一、備荒儲蓄金給与及びその収支
- 一、国庫救済金の給与及びその収支
- 一、恩賜金の分配
- 一、義援金及び寄贈品の分配とその収支
- 一、臨時病院の設置とその監督
- 一、赤十字社救護医と看護人の派遣
- 一、篤志救護人の配置とその派遣
- 一、被災地の需用物品の購入
- 一、被災地の人足雇い入れ

臨時部開設から閉所までの60余日間に取り扱った事務文書の総数は、3,613件であった（以上『宮城県海嘯誌』47-60頁）。

## 7 その他有志者による対応

在京の岩手、宮城、青森三県の代議士が発起人となって、国との折衝・交渉を目的として、東京都京橋南鍋町一番地に三陸海嘯災民救助事務所を設置した。以下がその設立規定である（『巖手公報』1896(明治29)年6月23日）。

- 一、宮城、岩手、青森三県下の海嘯罹災人民救助に関する政府への交渉、運動は、三県選出の代議士諸氏を主としてその命を任じ、他の有志者は交渉にあたる代議士の応援を行う。
- 一、事務所を東京京橋南鍋町に設置し、被災地の調査及びその事務を執行する。
- 一、事務所の経費は代議士諸氏及び有志諸氏からの拠出金から賄うこととする。
- 一、事務所は代議士諸氏の意見により、政府への交渉、請願が受理された後に解散する。
- 一、事務は定刻済民会事務員がこれにあたることとする。

東京の三陸海嘯災民救助事務所では、地方選出の代議士と有志者が、被災地へ送る物資（主に日常需用品）を送るため、東京都神田佐久間町に寄贈品受け取り所を設置し、慈善家の以来に応じて無賃にて被災地に物資を送る手続きを行った。以下はその手続きである（『巖手公報』1896(明治29)年7月3日）。

一、被災地に送付する寄贈品は以下の物に限ること。

衣服、反物、白木綿、毛布類、寝具、夜具（布団、蚊帳の類い）、手拭い、足袋、食品（漬け物、味噌、酒、醤油、これらは樽入りに限ること）、その他副食物、食器（鍋、釜、茶碗、箸の類い）、家具、薬品類、わらじ、草履、下駄、ムシロ、ゴザ、ランプ類、油、ロウソク

一、寄贈品の受け取り所は、団体からのものは神田佐久間町一丁目、個人の寄贈品は当事務所に送付頂きたいこと。

一、寄贈品の取り扱いは7月20日迄とすること。

一、物資の輸送は、日本鉄道株式会社により、被災地の地方庁宛に送付する。送付先は仙台以北、八戸までとする。

一、船舶による物資の輸送は、日本郵船株式会社により、東京より荻の浜までは定期船で、荻の浜以北は順次接続する船舶で、気仙沼、大船渡、釜石、山田、宮古、久慈、鮫八戸の港湾に回航すること。

『巖手公報』が報ずるところによると、これらの物資の配送が始まったのは、7月4日からであった。

## 第2節 救助金、義援金及び援助物資

### 1 救援金の種類と総額

罹災直後の生命をつなぎ、生活の復旧、集落や生業の復興までを支えるには、多額の経費を必要とする。このための経費の源は6種類であった。その種別と県毎の総額を、円以下は切り捨てて、表4-7にまとめて示す。

表4-7 救援金の種類と総額（『巖手公報』より抜粋）

種類	青森県	岩手県	宮城県	合計
恩賜金	1,300円 不明	10,000円 2,000円	3,000円 1,200円	14,300円 3,200円
地方備荒儲蓄金	4,400*	不明	(37,125)	41,525
中央備荒儲蓄金	3,000	50,000	10,000	63,000
第二豫備金	17,293	375,680	59,650	452,623
国庫剰余金	0	0	0	0
義援金	23,000*	441,798	170,865	635,663
合計	48,993	879,478	281,840	1,210,311

（注：\*の数字は新聞記事による推測値。（ ）の数字は全備荒儲蓄金から中央備荒儲蓄金を引いて逆算したもの。恩賜金で2段書きになっている下段は皇太后・宮家からのもの。岩手県の恩賜金に関しては1896(明治29)年『岩手県統計書』掲載の数値から、天皇皇后からと新聞報道された1万円を引いて推算）。

県及び国庫からの財源としては、当初から二つの備荒儲蓄金（県、国庫補助のもの）、第二豫備金、国庫剰余金の四つが言及されていた。以下に、各資金の決定までの経緯や配分方法とその問題点を種類毎に示す事とする。

### 2 備荒儲蓄金の金額と配分方法

『巖手公報』（1896(明治29)年7月9日）では、救援金の配分方法について次の様に書かれている。「備荒儲蓄救助法の規定によると、罹災後30日、事情によっては更に数日間の間炊出米を給する事、恵贈物品を被害地へ送る運賃を補助する事、衛生を保つための大清潔法を被害地に施行する事、臨時の小屋掛料を補助する事等に使用できる。しかし、この必要経費を県や町村が負担できるとは思えないので、いずれ国庫の補助を請わねばなるまい」。

ところで、地租の3%を儲蓄する各県の備荒儲蓄金は、県によって儲蓄額に差があった。青森県の地方紙『東奥日報』（1896(明治29)年7月3日）によると、府県が管内の罹災民を救助するには、その府県の備荒儲蓄金から全額の五分の一を支出し、それ以上必要な時は不足分を国庫に補助を請求できるという規程がある。

また、通常、備荒儲蓄金の対象は農民と想定しており、農具料、種籾料等は考慮されているのに、津波特有の被害すなわち漁船漁具等の援助が考えられていなかった。例えば、宮城県では、被災者の救済金を以下のような経緯で決められた（『宮城県海嘯誌』）。

#### **宮城県の儲蓄金処理の特徴（『宮城県海嘯誌』218-219頁）**

津波災害後、所轄各部長は知事の訓令に基づいて、とりあえず一時炊き出し米を支給した。しかし、県の備荒儲蓄金管理支給規則では、炊き出しは災害後七日を超えてはならないとされていた。その他、食料小屋掛料農具料等にも一定の制限があり、この範囲を出る事は許されていなかった。

しかし、今回の災害は古来未曾有の天災であり、影響区域は三つの郡と広い範囲にわたった。現行支給規則では、適用範囲が狭く、実際の救助には役立たない。更に食料に関しては、玄米や米代金を支給したとしても、10人中8人は炊飯具を失っているので役立たない。したがって、知事は特別支給法を設け、食料は全て炊き出し米を給与するとし、小屋掛料農具料などについても、備荒儲蓄金制限の最上限を給与し、被災民を救助することが必要と認めた。

6月22日に県参事会の議決を取り、備荒儲蓄金特別支給法を設け、主務大臣の許可を請うこととした。同時に備荒儲蓄金収入予算に金47,125円を追加し、その内金36,000円程は中央儲蓄金の補助を見込むと、主務大臣に申請した。以下が宮城県の備荒儲蓄金特別支給法及び追加支出予算の細目である。

#### **備荒儲蓄金特別支給法（『宮城県海嘯誌』219-220頁）**

1896(明治29)年6月15日海嘯被害を受けた被災者に限り、備荒儲蓄金管理支給規則によることなく、下に示す割合で食料・小屋掛料・農具料を支給する。ただし種籾料は支給しない。

- 一、食料は老幼男女を問わず一人につき一日白米四合の割合とする。菜代・薪代・炊夫賃等は実費とする。こうして炊き出したものを三十日間支給する。
- 一、小屋掛料として、家屋の流失破壊したものに對し、家族の人員数に関係なく一戸当り金10円を支給する。
- 一、農具料は、耕作に従事するもの一戸五人未満の場合、一戸10円、五人以上の場合一戸15円を支給する。

#### **備荒儲蓄金追加予算細目**

- 一、金 15,000円 小屋掛料

ただし、流失破壊家屋約1,500戸。一戸金10円の割とする。

- 一、金 11,500円 農具料

ただし、農作に従事する者5人以上が300戸で一戸当り15円、5人未満が700戸で一戸当り金10円とする。

一、金 20,625 円 食料

ただし、罹災戸数約 3,500 戸、人員は 12,500 人。一人一日白米四合菜代等 1 銭 5 厘の割とする。

合計 金 47,125 円

このようにして、宮城県では、必要経費 47,125 円のうち、36,000 円余りを中央備荒儲蓄金にと申請したが、政府からは 10,000 円が支給されたのみであった。同じように、青森県では 6,400 円を請求して 3,000 円を支給されたのみである。岩手県での詳細な経緯はわかっておらず、中央備荒儲蓄金からの 50,000 円の支給のみが判明している。

支給後の宮城県での取り扱いは、次の通りであった。

6 月 25 日、中央儲蓄金から補助としてまず金 1 万円を交付し、その支払命令は委任すると、内務大臣から電報で通知があった。

次いで 7 月 1 日、備荒儲蓄金特別支給許可の指令を得たので、県はこれを管内に告示し、かつその支給方法に関し、被害を受けた三郡の郡長に以下の通り訓令した(『宮城県海嘯誌』221-222 頁)。

一、食料は、郡長の責任により、各町村の便利な場所において、支給法の範囲内で炊き出しを行うこと。炊き出しにあたっては、その給与を入念に行い、漏れのないようにすると同時に、浪費を防ぐよう十分注意すること。また対象者数を正確に調査し、その実数に応じて給与すること。自活できる様になった人は随時対象外とし、費用の節減に努めること。

一、小屋掛料は、家屋流失だけでなく家屋破壊により現実に住むことのできないものに与えるものである。これも対象の実数を調査し、支給法に該当すると認める場合、本人あるいは総代人に本庁あて出願させること。

一、農具料は、田畑所有の有無に関わらず、従来農業に従事していたもので、しかも農具を失った場合に支給するものである。その実態を調査し、耕作に従事する家族の人員を記載して、前項と同様出願させること。

### 備荒儲蓄金の問題

この備荒儲蓄金では、明治三陸大津波のような大災害に対処しかねる問題があった。『毎日新聞』(7 月 10 日)が岩手県知事の談話として以下のように紹介している。備荒儲蓄金による救助の対象が農村を考慮しており、漁村が抜けていることへの配慮の必要性が強調されている。

今回の海嘯は濃尾の震災と違って、その善後策には苦心している。濃尾震災では随分家屋も倒れ、人畜の死傷も多く、悲惨な状況であったことには相違ないが、今度の海嘯のように家も田畑も人と共に流失する様なことは無かった。

それに加え、明治初年以來の救助法などは、全て農民を対象として制定されているから、今

回のような津波災害に適合すべき救助法が存在しない。幸い、道路の破壊したものは少なかったが、生きていた人民を何とかして救助しなくてはならない。7月15日で備荒儲蓄の費用支出の期限も切れるが、一日も早く救助の方法を当局者に決めてもらいたい。どうしても、更に百日位は被災者を救助しなければならない。その間に、老年者幼年者など到底独立の生計を営み得ない者と、独立して生計を立て得る者とを調査し、両者を区別して、前者は貧民救助の対象とし、後者にも国庫支出金と慈善者の義援金とで漁具等を購入して与えたいと考える。国庫の金を支出して漁具を給与するのは、流亡した私有財産を回復してやる様に思うかもしれないが、生計の道をたてさせるには、これ以外の方法はないのだから、私有財産の回復とは事情が異なる。

### 3 政府救助金

当座をしのぐために備荒儲蓄金を使用するとしても、規定では30日に限られていることを打開しなくてはならない。これを延長するとすれば、その金額が高額となる。しかも、生業を立てるまでに回復させるには、かなりの援助が必要と当局者は誰しも考えた。

そのため、被災県は、国から第二豫備金及び国庫剰余金の支出を要望した。明治29年度の第二予備金は、獣疫及びペスト予防費その他で2回支出したが、両方合せて100,600円程で、まだ899,000円余残っていたからだ（『巖手公報』1896(明治29)年7月2日）。ただし、第二豫備金だけでは、復旧土木費などには不足だからとして、当然次の財源として国庫剰余金が考えられた。明治28年度の国庫剰余金額は未確定だったが、27年度には剰余金49万円余りがあったから、憲法第70条に基づいて緊急勅令によって必要の処置をすることが可能であった。しかし、板垣内務大臣は議会の承諾を経ない剰余金の支出は憲法違反なるとの意見を固持していた（『巖手公報』1896(明治29)年8月2日）。これは、1891(明治24)年に死者7,273人を出した濃尾地震後、政府は緊急勅令を発して豫備金を支出し、その後事後承諾を求めたのだが、自由改進黨は憲法違反としてその承諾を与えなかったという経緯があったためである。

結局、国庫剰余金は支出されず、地方・中央備荒儲蓄金に加え、第二豫備金が支出されるのみとなった。第二豫備金額約90万円の半額が支出され、その用途については、次のように指定された（『巖手公報』1896(明治29)年7月14日）。

#### 岩手、宮城、青森の海嘯被害救済費の内訳と支給法

第二予備金より支出する三陸救災費は、7月10日をもって緊急支出の裁可を得たが、その支給法を精密に記すと次の通りである。

一、金 452,623円30銭

一、金 56,643円30銭 食料費

備荒貯蓄法と同じく、この16日より以降30日間一日一人に付き四合まで給与するが、そ

の人数は三県合せて 49,137 人とする。

一、金 127,500 円 被服家具料

三県の被害戸数 8,800 戸とし、一戸につき平均 15 円までの給与割合とする。

一、金 170,000 円 救助金

被害戸数 8,500 戸に対し、一戸につき平均 20 円の割合で給与する。ただし救助金は、備荒貯蓄法により農具料一戸 15 円及び種穀料 5 円の救助を受けた者には給与しない。なお農具料小屋掛料は備荒貯蓄法によることとし、救助法によらないこととする。

一、金 98,480 円 死体埋葬費、潰家取り除き費、及び負傷者救療費

三県の死体 24,000 程の中、已に分明したる分と引取人なき分とを 1 万人と見積っている。潰家は三県でおおよそ 2,500 戸、負傷者は 5,300 人と見積り計算してある。

### 救済費の配当額

緊急支出救災費 452,623 円 30 銭は以下のように三県に配分された。

金 375,680 円 岩手県

金 59,650 円 宮城県

金 17,293 円 30 銭 青森県

## 4 救助金使用に関する内務大臣訓令と 3 県合意

救助金の使用については、内務大臣の訓令によって条件がつけられていた。『宮城県海嘯誌』(188-189 頁)に見る宮城県への通達 (1896(明治 29)年 7 月 11 日付け) は次の通りである。

今般、その県下が津波被害を受けたので、救済費として金 59,650 円を配布し、支払命令を委任する。本年度歳出臨時部海嘯災害費の中、難民救済費の項、宮城県災民救済費の目として整理すること。

今般の津波災害に対し、その県に対し救済金として金 59,650 円を第二予備金より支出する。ついでには以下の各項の趣旨により、救助を取り計らう事。

一、救済金 59,650 円は左の各科目に分けて支出する事とする。

一、金 6,720 円 食料 ただし、7,000 人 30 日分、一日一人当たり 3 銭 2 厘の割

一、金 17,350 円 被服及び家具料 ただし、1,050 戸分、一戸 15 円の割

一、金 23,000 円 救助金 ただし、1,050 戸分一戸 20 円の割

一、金 2,750 円 死体埋葬費 ただし、1,100 人分一人 2 円 50 銭の割

一、金 3,600 円 潰家取片付費 ただし、700 戸分一戸 9 円の割

一、金 3,630 円 負傷者救療費 ただし、726 人分一人 5 円の割



- 一、救済金支出の目的は、被災者のうち自活の道を失った者を救助する事であるから、弔慰や慈善の目的に濫費してはならない。
- 一、救助金は、たとえ被災した者であっても、多少の財産を有し自活の道に窮しない者に給与するものではない。
- 一、農具料種穀料を既に給与した被災者に対しては、救助金を給与する必要はない。
- 一、救療費は専ら医療に要する費用にあてるのであって、負傷者各人に治療費を分配するものではない。
- 一、死体埋葬費、潰家取片付費は、それに要した人夫賃その他の雑費に充てるものであって、遺族もしくは家屋所有者に分配するものではない。
- 一、本訓令に列挙した各科目の費用は、交交流用しても良い。
- 一、本訓令に記載された科目以外に支出が必要と認めるときは、事由を記して内務大臣の認可を受ける事。
- 一、救済金支出の目的は、主として被災者を救助する事であるから、土木事業等被災者救助の目的以外の費用に支出してはならない。
- 一、救済金の支出は、帝国議会の承諾と会計検査院の承認とを得なくてはならないから、費用の収支は最も詳細で明確である事を要する。更に、救助金被服家具料食料等の被災者に給与する金に関しては、正当受取人の受取証書（代理人ならば委任状と代理人の受取証書）を受領しておき、後日紛議の因とならないよう、十分注意する事。
- 一、救済金の金額は、各科目に記載した罹災戸口に基づいて計上したものである。実際の支給にあたっては、精細に調査し、真に救助を必要とする被災者のみを対象とし、かつ救助の程度も各科目に定めた範囲内において適当な等差を設けて行う事。濫費しないよう十分注意し、もし残余金の生じたときは歳計剰余金として決算する事。
- 一、救助金は、被災者の老幼廃篤疾にして親族等の身寄りがない者に限り、特に一戸につき 30 円迄を給与して良い。
- 一、被服家具料は、家族人員が多数の場合、特に一戸につき 20 円迄を給与して良い。
- 一、災民救助の方法は、以上に記載した條項の範囲内において、県知事が適宜定める事。

7月5日、内務大臣は被害三県(宮城、岩手、青森)知事を東京に召集し、国庫救済金下の交付について、三県への配布割合及びその支給に関する訓令案を内示した。三県知事は内務省にて会合し、訓令の範囲内において支給方法を統一するため、申合内規を定めた。その内規を以下に示す(『宮城県海嘯誌』188-189頁)。

### 救済金支給法 3 県申合内規

- 一、30 日間、備荒儲蓄金の食料救助を受けた者で、未だ自活出来ない者に支給する。
- 一、食料は、老幼男女を問わず一人一日玄米四合以内とし、現金で満 30 日分を一度に支給する。

ただし、炊き出し米は一切支給しない。

一、救助金は、家宅が流失・全潰・半潰となった者に支給する。

一、救助金は以下のように支給する。

一、一家老幼(60歳以上15歳未満)廃篤疾者であつて親族の救助に頼り難いものには一戸につき30円を支給する。ただし、被害の軽いものは本項金額の4割以内を減ずる。

一、前項に該当するもの以外には、国庫金下渡金の内より前項に係る金額を除いた残額を、毎戸平均に割当てて支給する。

一、前項の割合額が一戸金20円以上になるときは、20円を上限とする。

一、被服家具料は、家宅が流失・全潰・半潰して被服家具を失ったものに支給する。

一、被服家具料は以下のように支給する。

一、国庫下渡金を折半し、その半額を戸数割とし、残る半額を人口割として支給する。ただし、半潰の場合、戸数割・人口割とも、流失全潰に対する割付額の四割以内を減ずる事とする。

一、前項の割合額が一戸20円以上となるときは、20円を上限とする。

一、以上各項は三県協議の上でなくては、改定しないものとする。

一、以上各項に掲げたほか、支給法の施行細目に当るものについては三県が適宜に定める事とする。

こうした訓令や申し合わせに基づき、宮城県知事は7月15日付けで本吉・<sup>もとよし</sup>桃生・<sup>ものう</sup>牡鹿の3郡長に対し、訓令83号で調査の指令を出した。7月20日現在の状況を7月23日までに報告せよというものである。結局、7月31日に終了した調査結果に基づいて、8月1日に知事は救済金及び備荒儲蓄金救助内規を決定し、それに従って施行している。

## 5 義援金及び恩賜金

被害惨状が伝えられると、多くの義援金が集まってきた。

宮城県の分類によると、個人名によるもの、団体の名によるもの、新聞社が募集したもの、有志者が募集したもの、外国人が募集したもの、海外在留邦人が募集したもの、と多岐にわたっている。金額は1万円から銭厘の単位まで、様々であった。

宮城県では、この配付にあたり、海嘯罹災者救助義捐金処分商議会を設け、そこで配付規定を作成してまちがいのないようにと心がけた。

岩手県でも同様の商議会がつくられ、配当規定が以下のように厳密に定められた(『巖手公報』1896(明治29)年7月28日)。

## 海嘯罹災救助義捐金配当規程

第一条、左の各項に該当する罹災民には義援金を配当する。

- 一、一家ことごとく死亡し相続人のないもの。
- 二、家宅流失若しくは全壊し、老幼又は重傷人のみ生存し、自活の道に窮するもの。
- 三、家宅半壊し、老幼又は重病人のみ生存し、自活の道に窮するもの。
- 四、家宅流失若しくは全壊し、家族中半数以上が死亡又は重傷、自活の道に窮するもの。
- 五、家宅半壊し、家族中半数以上が死亡又は重傷、自活の道に窮するもの。
- 六、家宅流失・全壊若しくは半壊し、家族中半数以内に死亡者及び重傷者があり、自活の道に窮するもの。
- 七、家宅半壊し、家族中半数以内に死亡者及び重傷者があり、自活の道に窮するもの。
- 八、家宅流失・全壊若しくは半壊し、老幼または重傷人のみが生存するのだが、自活の道に窮せざるもの。
- 九、家宅流失・全壊若しくは半壊し、家族中死亡者若しくは重傷人があるのだが、自活の道に窮せざるもの
- 十、家宅流失・全壊若しくは半壊し、死亡者はないが自活の道に窮するもの。
- 十一、家宅流失・全壊若しくは半壊し、死亡者はなく、しかも自活の道に窮せざるもの。
- 十二、床上に浸水した家屋に居住するもの。
- 十三、他府県若しくは他郡市町村のもので、罹災死亡したもの。

第二条、前条の各項に該当したものには、下の率にしたがって罹災金を配当する。

一、二、及び十三項に該当するもの	4
二項に該当するもの	40
三項に該当するもの	35
四項に該当するもの	32
五項に該当するもの	29
六項に該当するもの	25
七項に該当するもの	22
八項に該当するもの	20
九項に該当するもの	18
十項に該当するもの	15
十一項に該当するもの	10

第三条、一家ことごとく死亡したが、相続人を定めて届出済みのものには、第二条第八項の率に準じて配当する。

第四条、第一条第一項に該当するものに配付すべき金額は、その親戚に交付する。親戚なきものは町村長に交付するが、町村長はこれを寺院に付託して死者追弔の費用にあてるものとする。

第五条、第一条第十三項に該当するものに配付すべき金額は、その原籍が判明した場合は原籍市

町村長に送付してその家族に交付させる。家族なき場合は親戚に交付させる。原籍の判明しない場合には、被害地の町村長に交付して第四条追弔の例にならわせる。

第六条、第一条の各項に該当する被災者については、確かに被災地に居住していた事の証明書を町村長より集め、義援金を配付すること。

第七条、本郡在留外国人総代ベンネットより、漁船調達資金として義援された金員は漁船製造または購入に当てること。その厚意を明らかにする為、適当な印を漁船に付する事。

第八条、場所を指定した義援金は、指定地の被災者に第一条、第二条、第三条によって配当すること。

第九条、前条以外の指定義援金は、指定通りの配当あるいは用途にあてるものとする。

第十条、義援金は、7月31日迄に受領した分を第一回として配当する。その後に受領した分は本規程の例にならって配当すること。

第十一条、義援金の内、郡長の請求によって臨時に配当した額は、本規程の配当額より控除する。

このように配分率を詳細に決めているが、このことが後の集落復興に影響する（第6章第1節、第2節参照）。また、A. A. ベンネットが代表する横浜居留外国人の義援金が漁船漁具にと指定されていた経緯、その効果については第6章第5節に後述する。

また恩賜金の配分についても、上記と同様な規定が作られている。

## 6 義援品

各地から各種の物品も届けられた。岩手県では、総数 158,048 点（1896(明治 29)年『岩手県統計書』）、宮城県では 141,011 点（『宮城県海嘯誌』）であった。岩手県での受け付け・仕分け・配付などの記録はいまのところ発見できていないが、宮城県については『宮城県海嘯誌』に記録が残されている。

被災者の大多数は、家や財産を全く失い、体だけが助かったものであるから、着物もなく食事をしようにも皿すら無い。したがって、当面必要なものは金銭ではなく、むしろ物品であった。慈善家の多くもこの点に注意して、日用の衣服・調度品から食料品に至るまでを寄贈し、その配布を県庁に委託する人が極めて多かった。したがって、県庁はこの委託に応える事を新聞に広告し、更に必要とする物品の種類を記載して寄贈を求めた。その結果、仙台市内はもちろん、東京その他の遠方からも、汽車又は汽船に搭載して本庁に向けて寄贈するものが山のようにあった。送られてきた物品の総数は、6月20日から10月5日までで141,011点にもものぼった。義援物資の内訳は、被服 33 種類 71,108 点、食品 14 種類 2,825 点、器具 78 種類 33,144 点、その他雑品 22 種類 33,934 点と報告されている（『宮城県海嘯誌』）。

ところで、これら物品の整理・管理・配付には苦勞したようである。宮城県では、県会議事堂を物資の集配所として、物資が到着する度に、昼夜を問わず一旦荷をほどき、点検ののち、配付

箇所やその数量を定めていった。本吉郡では県の出張所、桃生、牡鹿二郡では郡役所にあてて送付し、各被害部落に配分させた。この際、大変役立ったのが、仙台消毒所を設置した事である。寄贈された衣服には汚れたものが少なくなかった。又は伝染病流行の媒介となる可能性もあるため、こうした物品は消毒所において全て消毒した後に送付して伝染病のまん延を防ぐ事ができた。

そのほか、物品運送に関しては鉄道・汽船その他海陸通運の諸会社が運賃割引をした上に、優先して迅速に取扱ったため、物資の輸送はうまくいったようである。ただし、寄贈品中、白木綿などは包帯や帯等に作って配付したものがあつた。また腐敗した食品や破損した器物等は廃棄された。したがって、上に上げた受入物品数と実際の配布数とは必ずしも一致していない。

## 7 義援行為の行賞

義援行為を行つたものに対しては、津波発生の翌年に、褒賞を行うように国からの要請があつた。罹災者救恤の目的で、特に被害地域を指定せず金穀財産等を義援したものに対しては、宮城、岩手、青森三県知事の連署により褒賞するよう取り計らうよう、1897（明治30）年3月26日付けの内務大臣及び内務書記官からの通知があつた。これは、新聞社や会社協会団体等に託して義援した一般人民を行賞するものであるが、各県各別に行なうのではなく、宮城、岩手、青森三県の知事連署により、その義援の大小によって行賞するものであつた。

これにより、三県知事は交渉協議を行つて、27カ条の行賞規約を決定した。

宮城県の場合、三県連帯で褒賞したもの31,3298件、宮城・岩手両県連帯で褒賞したもの4,300件、宮城・青森両県連帯で褒賞したもの5,725件、宮城県単独名で褒賞したもの90,037件、合計413,360件の多数の褒賞を行つた。

褒賞の種類としては、賞状と銀杯、賞状と木杯、褒状、褒詞の4種類であつた。ただし、褒賞に必要な経費の支出はそれぞれの県で処理された。

この褒賞は、明治31年度に12,596円余、32年度に10,483円余の経費によって行われた。

このような三県による褒賞のほかに、国による褒賞もあつたと推定される。第5章第4節漁業の復興の項に出てくる横浜在留外人代表者ベンネット氏は、帝国政府から金杯を受領、後に出身大学に寄贈したといわれている。